

意見書第 号

憲法違反の安保法政に反対する意見書（案）

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

平成27年9月 日提出

提 出 者

香芝市議会議員

賛 成 者

香芝市議会議員

憲法違反の安保法政に反対する意見書（案）

安倍政権が提出した集団的自衛権の行使を容認する内容の関連法案は衆議院特別委員会及び、同本会議で強行採決されました。

戦後70年間、我が国が平和憲法のもとで貫いてきた恒久平和を戦争する国へ大きく転換されようとしています。

日本国憲法は、恒久の平和を念願し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認すると前文に明記され、第9条第1項で、戦争と武力による威嚇又は武力の行使を禁止する、同条第2項、戦力の不保持、交戦権の否認を定めると、徹底した恒久平和主義を基本原則としています。

そもそも、多くの憲法学者が政府案を違憲であると批判していることに対し、政府は説得力のある説明ができていません。

このような憲法規範の内容を、憲法改正の手続もとらずに、一内閣の憲法解釈の変更や法律の制定・改正によって改変し、侵害することは、憲法を遵守すべき立場にある大臣や国会議員によって行うべきものではありません。

安全保障法制改定法案は、本閣議決定に基づき、法律の制定・改正によって、憲法第9条等の恒久平和主義の実質的内容を根本から改変してしまうものです、国民の自由・権利そして平和を、権力に縛りをかける憲法によって守ろうとする立憲主義に、真正面から違反するものであります。

それにもかかわらず、安倍総理は米国に成立時期を約束したとおり、結論ありきで国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、問題を放置したままでの法改正の強行は断じて容認できません。

政府は、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命、財産、及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任があります。

政府は、憲法に明確に違反している、安全保障法制改悪に関する国民の怒りと疑問や不安を真摯に受け止めるべきであります。

立憲主義をないがしろにし、国民への十分な説明責任を果たさない政府に対して、安全保障にかかわる重大な政策判断の権限を許すことはできません。

したがって、憲法違反の安保法政に反対いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2015年9月 日

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿

奈良県香芝市議会